

第2期白杵市自殺対策計画（案）

「誰も自殺に追い込まれることのない白杵市」をめざして

令和6年3月

白杵市

はじめに

■市長挨拶を掲載予定

写真



目 次

第1章 計画策定の趣旨等

- 1 背景及び目的 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 基本的事項の整理 4

第2章 臼杵市における自殺対策の取組と評価

- 1 基本施策の取組と評価 6
- 2 重点施策の取組と評価 8
- 3 生きる支援関連施策の取組と評価 10

第3章 臼杵市における自殺の現状と課題

- 1 臼杵市の現状 11
- 2 自殺に関するまとめと課題 20

第4章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 23
- 2 基本認識 23
- 3 基本方針 24
- 4 施策の体系 27

第5章 具体的な取組（基本施策）

- 1 地域におけるネットワークの強化 28
- 2 自殺対策を支える人材育成 30
- 3 住民への啓発と周知 32
- 4 生きることの促進要因への支援 34
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 38

第6章 具体的な取組（重点施策）

1 高齢者対策	40
2 勤務・経営対策	44
3 生活困窮者対策	46

第7章 具体的な取組（生きる支援関連施策）

1 生きる支援関連施策	47
-------------	----

第8章 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策の推進体制等	51
--------------	----

資料編

1 臼杵市自殺対策庁内連絡会議設置規程	52
2 臼杵市自殺対策連絡協議会設置要綱	54
3 臼杵市自殺対策連絡協議会委員 名簿	56

第1章 計画策定の趣旨等

- 1 背景及び目的
- 2 計画の位置付け
- 3 基本的事項の整理

1 背景及び目的

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として認識されるようになり、国を挙げて総合的に推進した結果、自殺者数が平成22年以降、10年連続で減少となりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年には、11年ぶりに前年を上回り、令和3年は女性の自殺者数が2年連続で増加に転じました。また、令和2年には小中高生の自殺者数が過去最多となり、令和3年には過去2番目の水準となっています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じ、自殺の要因となり得る問題が悪化したことが背景にあるといわれています。

このような状況を踏まえ、国において、「自殺対策基本法」に基づき、政府が推進すべき、自殺対策の指針として定める「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が令和4年10月に閣議決定されました。この大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進などを追加し今後5年間で取り組むべき施策が新たに位置づけされています。

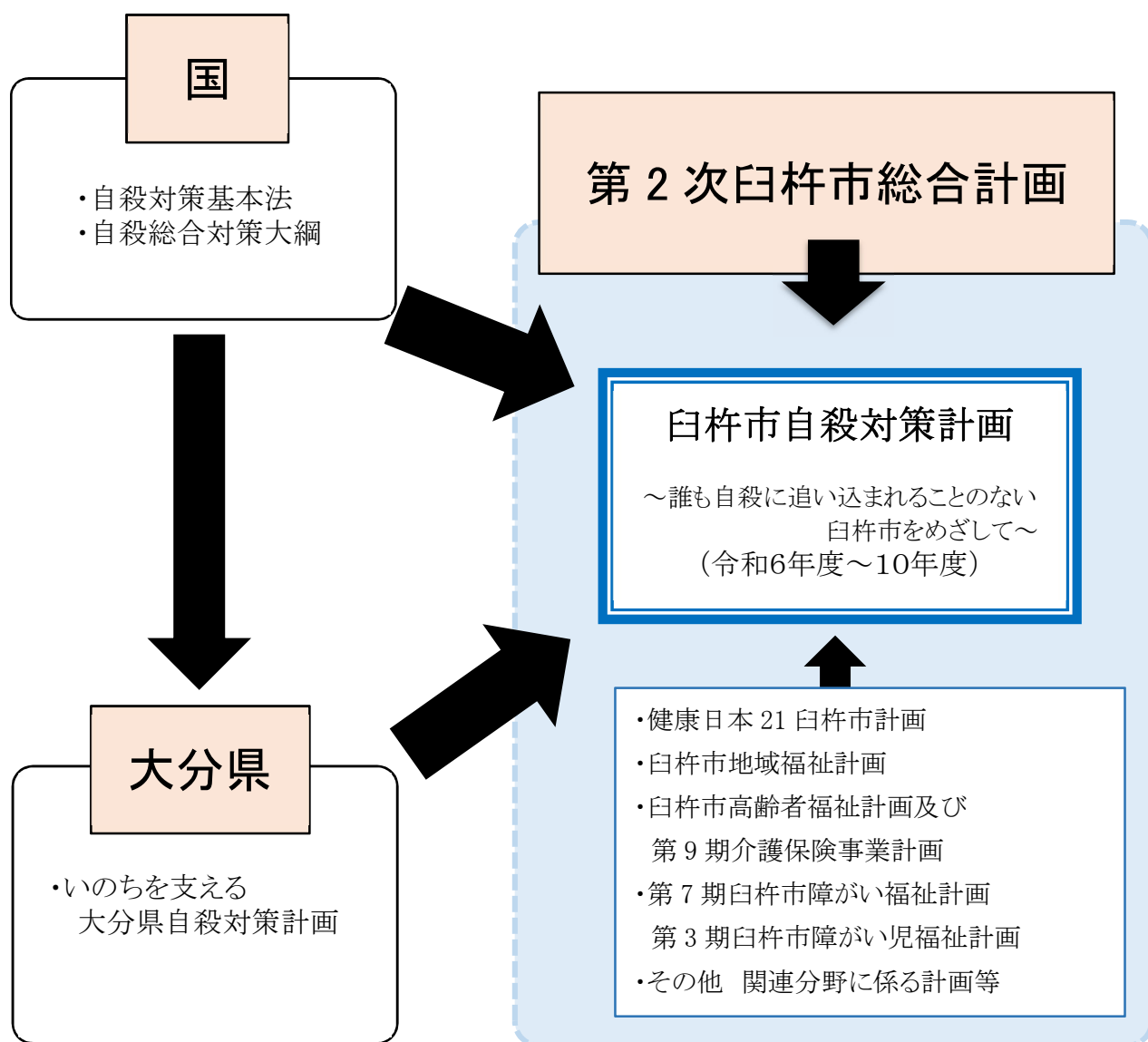
臼杵市においては、平成28年に「自殺対策基本法」が改正され、市区町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案した自殺対策計画を策定するものとされたことをうけ、平成31年3月に令和5年度までの5年計画とし「臼杵市自殺対策計画」を策定しました。

「臼杵市自殺対策計画」の5年間の計画期間の終了と、国の定める「自殺総合対策大綱」の見直しが行われたことを踏まえ、「第2期臼杵市自殺対策計画」を策定します。

策定にあたっては、これまでの取組を基本に、5つの基本施策の取組を強化するとともに、国から示された臼杵市の重点課題に関する喫緊の課題への対応も含め、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、総合的な自殺対策を推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項の規定に基づき、臼杵市の状況に応じた自殺対策を推進するために策定するものです。国の関係各法及び大分県の関連計画との連携と臼杵市の他関連計画との整合性を図ります。



【SDGsによる取組み】

SDGs(エス・ディー・ジーズ)は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

本計画においても、すべての関係者の役割を重視し、「地球上の誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現をめざした取組みが求められます。

本市の総合計画においては、SDGsの目標に向けて取り組むこととしています。

本計画においても同様に、基本施策ごとにSDGsの目標を関連づけ、計画の推進を通じて、SDGsの目標達成に向けて、取り組むこととします。



SDGsの目標

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 12 つくる責任つかう責任 |
| 4 質の高い教育をみんなに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 15 陸の豊かさも守ろう |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に |
| 8 働きがいも経済成長 | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | |



3 基本的事項の整理

(1) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度～10年度までの5年間を計画期間とします。

本計画推進の過程において、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱が見直された場合など、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。



(2) 計画の数値目標

国は、令和4年10月に閣議決定した自殺総合対策大綱において、2026年(令和8年)までに自殺死亡率を2015年(平成27年)と比べて10年間で30%以上減少させることを国が進める自殺対策の目標として定めています。

本市においては、2022年(令和4年)の自殺死亡率は10.9(自殺者数4人)となっており、目標値を下回っています。国の方針と本市の現状を踏まえ、2028年までの5年間は、現状の維持を目標におき、自殺死亡率10.9以下をめざします。

＜臼杵市・大分県・国の数値目標＞(自殺死亡率の計算式は「10万÷総人口×総自殺者数」)

数値目標		(現状) 2022年 (令和4年)	(目標) 2028年	2026年
人口10万人当たりの自殺死亡率	臼杵市	10.9	10.9	10.9
	大分県	15.9		13.0
	国	17.3		13.0

※出典: (現状)は、厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」

※自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数のことです。

(3) 自殺実態の分析にあたっての考え方・使用資料

本計画の自殺の統計資料は、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」に基づき、内閣府自殺対策推進室(平成28年3月集計分から厚生労働省)が作成した『地域における自殺の基礎資料』を使用しています。各統計資料は、下記のとおり捉え方に違いがあります。

本計画では、他の参考資料として、国の自殺総合対策推進センターが、全国自治体の地域自殺対策計画の策定を支援するための参考として作成した「地域自殺実態プロフィール」や「地域自殺対策政策パッケージ」を使用します。

<厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い>

	人口動態統計(厚生労働省)	自殺統計(警察庁) (内閣府「地域における自殺の基礎資料」)
対象者	日本における日本人	日本における外国人を含む総人口
調査時点	住所地をもとに死亡時点で計上	発見地をもとに自殺死体発見時点 (正確には認知)で計上
事務手続き上 (訂正報告)の差異	自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の場合は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨の訂正報告がない場合は自殺に計上しない。	捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成して計上する。

※地域自殺実態プロフィールとは・・・

国の自殺総合対策推進センターが、国勢調査、人口動態統計調査、企業・経済統計、生活・ライフスタイルに関する統計(国民生活基礎調査、社会生活基本調査等)を独自に集計し、地域の自殺の特徴等をまとめた簡易レポートです。

※地域自殺対策政策パッケージとは・・・

全国共通で実施することが望ましい施策である「基本パッケージ」と、地域で重点的に取り組む施策である「重点パッケージ」で構成されます。「都道府県自殺対策計画策定の手引」において、この地域自殺対策政策パッケージを踏まえ、地域自殺対策計画を作成することとされています。

第2章 臼杵市における自殺対策の取組と評価

- 1 基本施策の取組と評価**
- 2 重点施策の取組と評価**
- 3 生きる支援関連施策の取組と評価**

1 基本施策の取組と評価

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策においては、医療、保健、生活、教育、労働等に関する教育相談など、さまざまな関係機関のネットワークづくりが重要であり、関係機関が「顔の見える関係」を築きながら、より早い段階で問題解決ができるよう連携体制の整備を行いました。

【評価指標】

評価項目		2018年 (H30年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2023年度 (R5年度) までの 目標値	評価
①	白杵市自殺対策連絡協議会の開催	2回	0回 書面 開催	1回	1回	2回 (予定)	1回/年	◎
②	白杵市自殺対策庁内連絡会議の開催	2回	0回	0回	0回	2回	1回/年	◎
③	白杵市要保護児童対策地域連絡協議会代表者会議の開催	1回	0回 書面 開催	1回	1回	1回	1回/年	◎

(2) 自殺対策を支える人材育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、ゲートキーパー研修を開催し、関連領域の関係者だけでなく、市民に対しても「気づき」に対応できる人材育成に努めました。

【評価指標】

評価項目		2018年 (H30年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2023年度 (R5年度) までの 目標値	評価
①	専門職向けゲートキーパー養成講座実施	1回/2年	1回	1回	1回	1回	1回/2年	◎
②	一般市民や組織に対する研修実施	1回/2年	0回	4回	1回	1回	1回/2年	◎
③	民生委員・児童委員に対する研修	0回	0回	0回	0回	0回	任期期間 (3年間) に 1回以上 実施	×

(3) 住民への啓発と周知

3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間に重点をおき、市報やホームページなどのメディアを活用した啓発活動や庁舎に横断幕の掲示を行うなど普及啓発に努めました。また、ゲートキーパー研修や児童を対象としたSOSの出し方を学ぶ講演に参加された方へ県内の相談先情報を掲載したクリアファイルの配布を行い、相談先情報の周知にも努めました。

【評価指標】

評価項目		2018年 (H30年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2023年度 (R5年度) までの 目標値	評価
①	メディアを活用した普及啓発の実施	2回	2回	2回	2回	2回	2回/年	◎

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺の原因となる健康問題、経済・生活問題、育児や介護などさまざまな不安や悩みに適切に対応できるよう相談体制の整備を行いました。

また、児童や子育てをしている保護者、高齢者などの地域での居場所づくりや生きがいつくり活動の支援に努めました。

自殺未遂者への支援では保健所と警察署が、早期に適切な対応がとれるよう連携をしています。

【評価指標】

評価項目		2018年 (H30年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2023年度 (R5年度) までの 目標値	評価
①	地域子育て拠点施設数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	◎
②	精神保健福祉士の配置	1名	1名	1名	1名	1名	1名	◎

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

市内中学校において、自己肯定感を育成することや自分の命を大切にする心を育み、将来の自殺を予防することを目的に「いのちの授業」を実施しました。困難やストレスに直面したときに大人へSOSを出すことの大切さ、出し方についても学ぶ機会となりました。

【評価指標】

評価項目		2018年 (H30年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2023年度 (R5年度) までの 目標値	評価
①	「いのちの授業」 の実施回数	1回	0回	2回	3回	2回	5回/3年間	◎

2 重点施策の取組と評価

(1) 高齢者対策

関係機関や団体との連携を推進し、包括的支援体制の整備や介護者への支援や情報提供、高齢者の健康問題に対する相談体制を強化しました。また、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくりや社会参加の強化に努め、生きることの包括的支援の推進を図りました。

【評価指標】

評価項目		2018年 (H30年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2023年度 (R5年度) までの 目標値	評価
①	家族支援プログラム	6回	6回	6回	6回	6回	6回/年	◎
②	介護者のつどい	6回	4回	5回	6回	3回	6回/年	◎

※R5年度の数値はR5年12月末時点で計上。

②介護者のつどいはR6年1月～3月に残り3回を開催予定。

(2) 生活困窮者対策

生活に困りごとや不安を抱えている方に対し、寄り添いながら自立に向けた相談や支援を行いました。

【評価指標】

評価項目		2018年 (H30年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2023年度 (R5年度) までの 目標値	評価
①	生活困窮者支援ケース数	23件	31件	23件	24件	18件	30件	◎

※R5年数値はR5年12月末時点で計上。

(3) 無職者・失業者対策

無職者・失業者が社会的に孤立しないよう、ハローワーク等の関係機関と連携して相談事業や求職者に対するカウンセリングを実施し、就労に向けた支援体制づくりを進めました。

【評価指標】

評価項目		2018年 (H30年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2023年度 (R5年度) までの 目標値	評価
①	総合相談件数	7件	68件	356件	227件	105件	10件	◎
②	就労準備支援ケース数	3件	7件	7件	6件	2件	6件	◎

※①②R5年数値はともにR5年12月末時点で計上。

3 生きる支援関連施策の取組と評価

「子ども・若者対策」「勤務・経営対策」などの基本施策・重点施策以外の取組を行うことで生きることの包括支援の推進を図りましたが、計画どおりに実施できていない取組もあるため、今後の課題となりました。

【評価指標】

評価項目		2018年 (H30年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2023年度 (R5年度) までの 目標値	評価
①	いじめ解消率	小学校 83% 中学校 89%	小学校 76% 中学校 62%	小学校 60.9% 中学校 71.9%	小学校 54% 中学校 56%	—	小学校 85% 中学校 90%	×
②	こんにちは赤ちゃん 訪問実施率	97%	100%	93.2%	93.9%	99.1%	100%	◎
③	職場におけるメンタル ヘルス対策について の普及啓発回数	0回	0回	0回	0回	7回	3回/年	◎

※①いじめ解消率のR5年数値はR6年度に評価予定。

②こんにちは赤ちゃん訪問実施率のR5年数値はR5年12月末時点で計上。

③職場におけるメンタルヘルス対策についての普及啓発回数のR5年数値はR5年12月末時点で計上。

【評価】

目標値に達した	…◎
目標値に達していないが改善傾向	…○
変わらない	…△
悪化している	…×
評価困難	…—

第3章 臼杵市における自殺の現状と課題

- 1 臼杵市の現状
- 2 自殺に関するまとめと課題

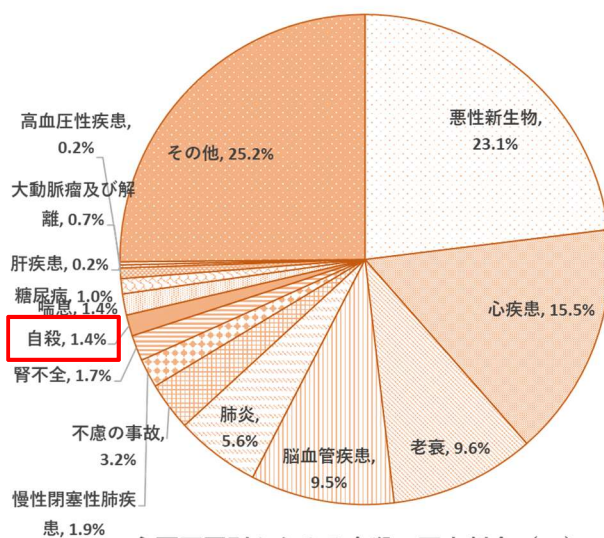
1 臼杵市の現状

(1) 主要死因別からみる自殺の死亡割合

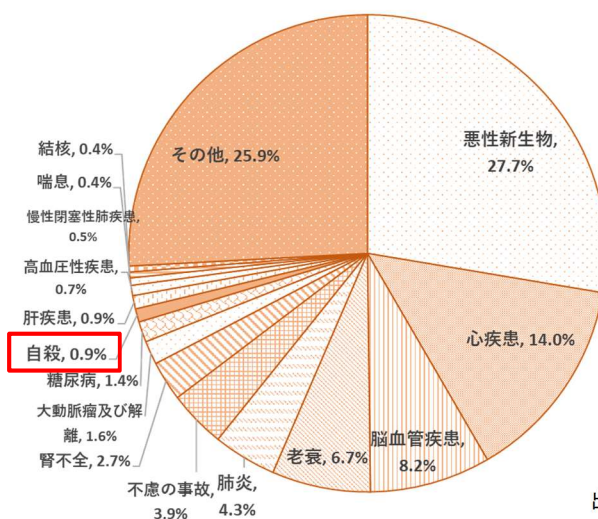
臼杵市における平成 29 年の「自殺」の死亡割合は全体の 1.4%、令和 2 年は全体の 0.9%と、減少傾向です。

悪性新生物(27.7%)、心疾患(14.0%)、脳血管疾患(8.2%)と三大生活習慣病が総死亡に占める割合は 49.9%となっており、平成 29 年の三大生活習慣病割合(48.1%)よりも 1.8%高くなっています。

主要死因別からみる自殺の死亡割合 (H29)



主要死因別からみる自殺の死亡割合 (R2)

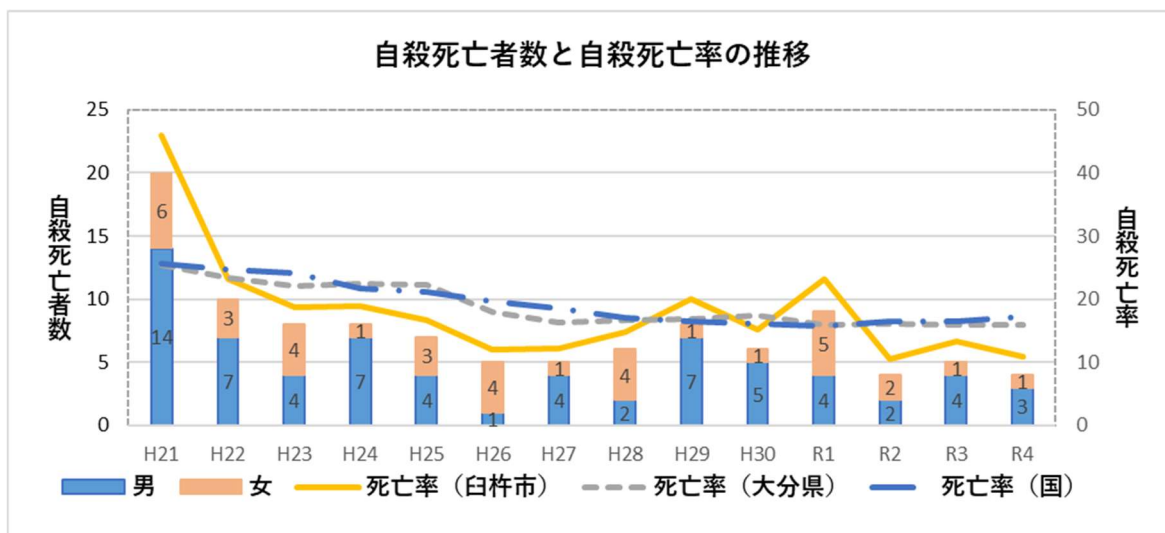


出典：厚生労働省「人口動態統計」

注：グラフ内の数字は、臼杵市の各年の死亡総数を 100 とした割合

(2) 自殺死亡者数と自殺死亡率の推移

臼杵市の自殺死亡率(人口 10 万人当たりの自殺者数)は、平成 22 年以降減少傾向でしたが、平成 29 年、令和元年は全国及び大分県の自殺死亡率を上回り、令和2年以降はまた減少傾向となっています。



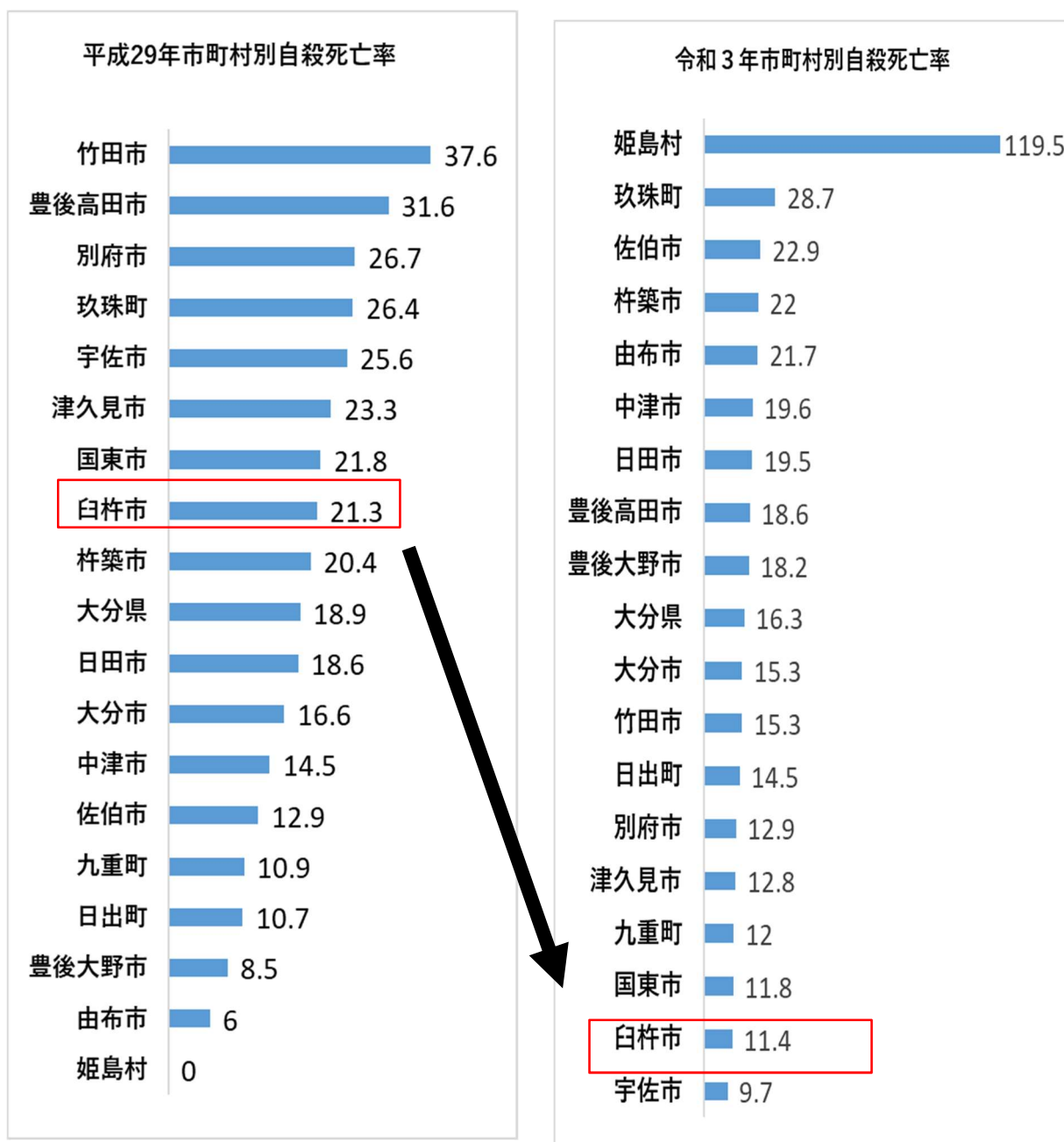
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
臼杵市	45.9	23.2	18.7	18.9	16.7	12.1	12.2	14.8	20.0	15.2	23.2	10.5	13.3	10.9
大分県	25.5	23.4	22.1	22.4	22.2	18.0	16.4	16.6	16.9	17.4	15.9	16.2	15.9	15.9
国	25.6	24.7	24.1	21.8	21.1	19.6	18.6	17.0	16.5	16.2	16.0	16.4	16.4	17.3

出典:厚生労働省「自殺統計:地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

注:自殺死亡率は人口 10 万対(計算式は「10 万÷総人口×総自殺者数」)

(3) 県内市町村別の自殺死亡率推移

令和3年における、県内の市町村別の自殺死亡率(降順)をみると、臼杵市の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)は、11.4となっており、平成29年の21.3よりも少なく(-4人)なっています。



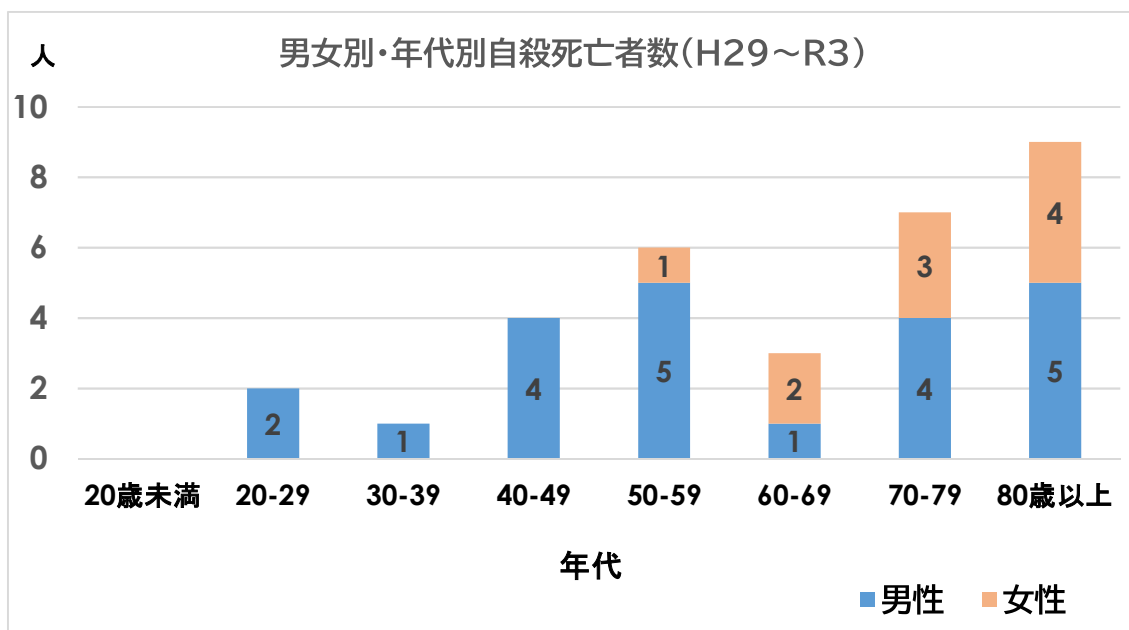
出典:厚生労働省「人口動態統計」

注:自殺死亡率は人口10万対(10万÷臼杵市の総人口×総自殺者数)

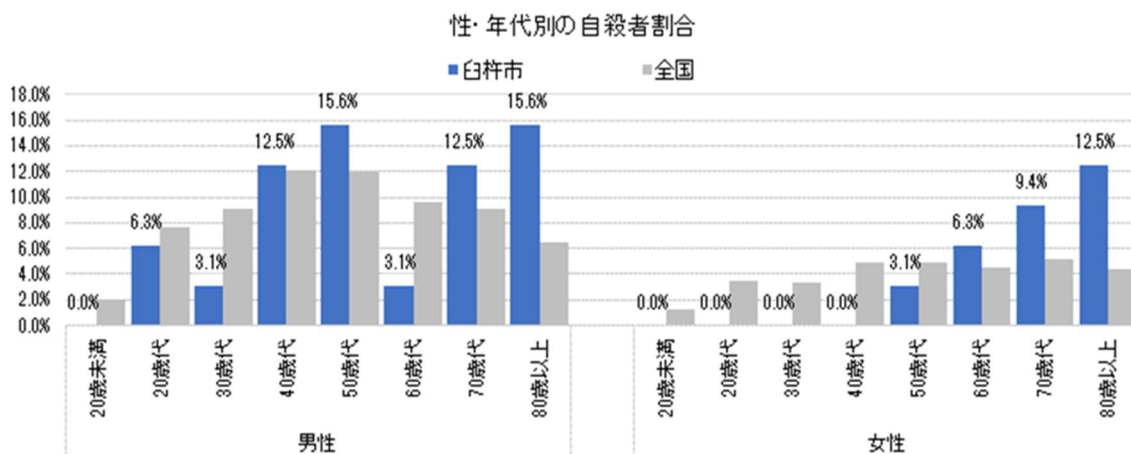
(4) 男女別・年代別の自殺死亡者数と割合

白杵市の男女別・年齢別の自殺者数(平成29～令和3年の5か年の累計)をみると、「50～59歳代の男性」と「80歳以上の男性」の死亡者数がともに5名と、多くなっています。

自殺死亡者割合(平成29～令和3年)についてもそれぞれ15.6%と、全国と比較して特に高くなっています。



出典:厚生労働省「自殺統計:地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

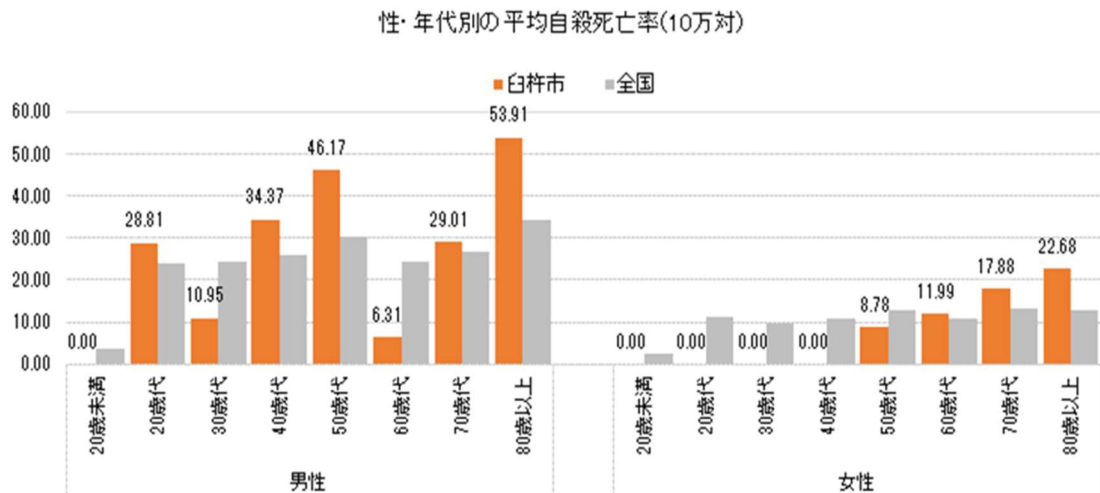


出典:厚生労働省「自殺統計:地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

※全死亡者に占める割合を示します。

(5) 男女別・年代別自殺死亡率(10万対)

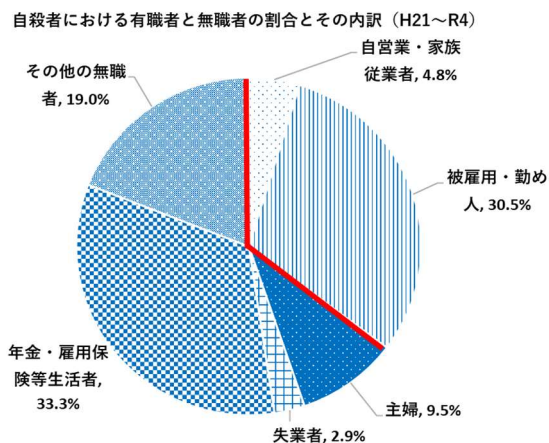
臼杵市の男女別・年代別自殺死亡率(平成29～令和3年の5か年の累計)をみると、「80歳代の男性(53.91)」が最も高く、次いで「50歳代男性(46.17)」、「40歳代男性(34.37)」の順となっています。



出典:厚生労働省「自殺統計:地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

(6) 職業別の割合

臼杵市の職業別割合(平成21～令和4年の14か年の累計)では、「年金・雇用保険等生活者(33.3%)」が最も高く、次いで「被雇用・勤め人(30.5%)」、「その他の無職者(19.0%)」の順となっています。

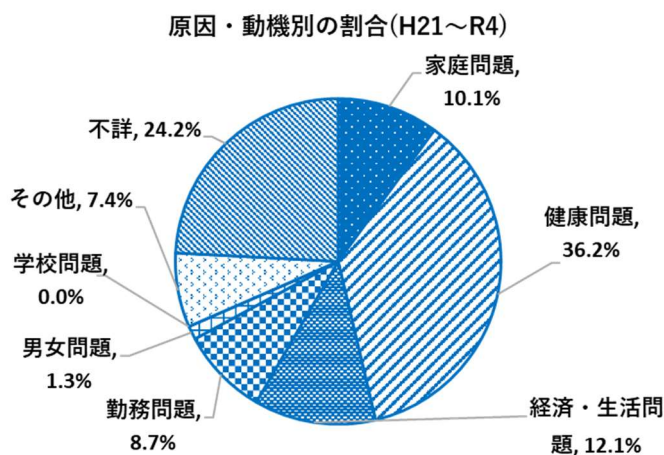


有職者 35.3%

出典:内閣府自殺対策推進室及び厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

(7) 原因・動機別の割合

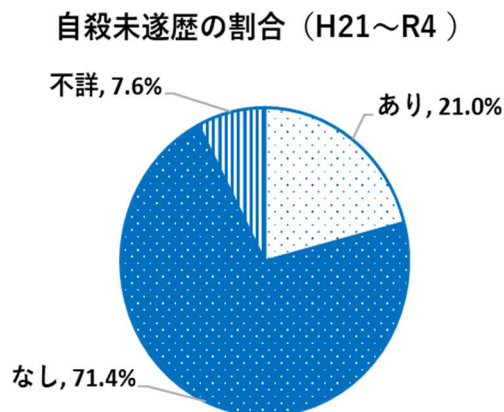
自殺の原因・動機については、警察庁が遺書等の自殺を裏付ける資料により分類した統計から把握することができます。臼杵市の原因・動機別自殺者数の割合は、「健康問題(36.2%)」が最も高く、次いで「不詳(24.2%)」、「経済・生活問題(12.1%)」「家庭問題(10.1%)」の順となっています。



出典：内閣府自殺対策推進室及び厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

(8) 自殺未遂歴の割合

臼杵市の自殺者の過去の自殺未遂歴の有無をみると、「未遂歴なし(71.4%)」が最も高く、次いで「未遂歴あり(21.0%)」の順となっています。各割合比率は大分県、全国と同様の傾向です。



出典：内閣府自殺対策推進室及び厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

(9) 臼杵市の地域自殺実態プロフィール

地域自殺実態プロフィールとは、国の自殺総合対策推進センターが各種統計を独自に集計し、地域の自殺の特徴等をまとめた簡易レポートです。

推奨される重点パッケージ

重点パッケージ	高齢者	勤務・経営	生活困窮者
---------	-----	-------	-------

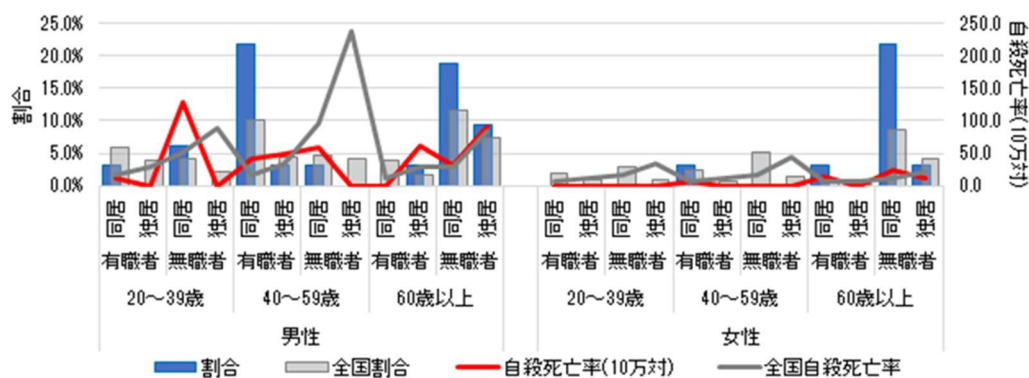
「推奨される重点パッケージ」は下記「地域の自殺の特徴」の上位3区分の自殺者の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に臼杵市の重点施策として選定されたものです。

① 地域の自殺の特徴（臼杵市における高リスク対象群）

臼杵市の自殺者の5年間(H29～R3)の累計について、性別・年齢・職業・同居人の有無による自殺死亡者数や自殺死亡率を比較すると、「男性40～59歳有職同居」と「女性60歳以上無職同居」の区分が最も高くなっています。次いで、「男性60歳以上無職同居」順となっています。

○独居者よりも同居者の有職者より無職者の自殺率が高くなっています。

○「男性40～59歳有職同居」の背景にある主な自殺の危機経路として、「配置転換→過労+職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺」や「身体疾患→病苦→うつ状態→自殺」が考えられます。



自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性40～59歳有職同居	7	21.9%	42.5	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:女性60歳以上無職同居	7	21.9%	23.9	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性60歳以上無職同居	6	18.8%	31.8	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
4位:男性60歳以上無職独居	3	9.4%	90.0	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位:男性20～39歳無職同居	2	6.3%	129.0	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」

注:「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にしている。

② 臼杵市における有職者の職業別自殺者数（H29～R3 合計）

○有職者の職業別では、「被雇用者・勤め人」の割合が100%となっています。

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	0	0.0%	17.5%
被雇用者・勤め人	12	100.0%	82.5%
合計	12	100.0%	100%

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」

③ 臼杵市における規模別事業所/従業者数<平成28年経済センサス>

○労働者数50人未満の小規模事業場ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等による支援が行われています。

○自殺対策推進の上でも、地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが望まれます。

	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣 従業者のみ
事業所数	1,739	998	373	208	79	48	20	9	4
従業者数	14,084	2,159	2,454	2,787	1,881	1,760	1,280	1,763	0

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」

③ 臼杵市における60歳以上の自殺状況（H29～R3 合計）

○全国と同様に、男女ともに「同居人あり」の割合が「同居人なし」よりも高くなっています。

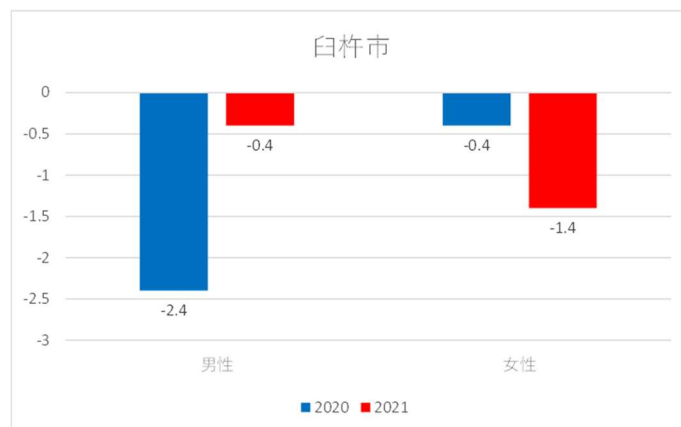
性別	年代	自殺者数		割合		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
同居人の有無							
男性	60歳代	0	1	0.0%	5.3%	14.0%	10.4%
	70歳代	3	1	15.8%	5.3%	15.0%	8.0%
	80歳以上	3	2	15.8%	10.5%	11.5%	5.0%
女性	60歳代	2	0	10.5%	0.0%	8.7%	2.8%
	70歳代	2	1	10.5%	5.3%	9.1%	4.3%
	80歳以上	4	0	21.1%	0.0%	6.9%	4.3%
合計		14	5	73.7%	26.3%	65.2%	34.8%

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2022)」

④ 感染拡大前5年平均自殺者数との比較

⑤-1 男女別

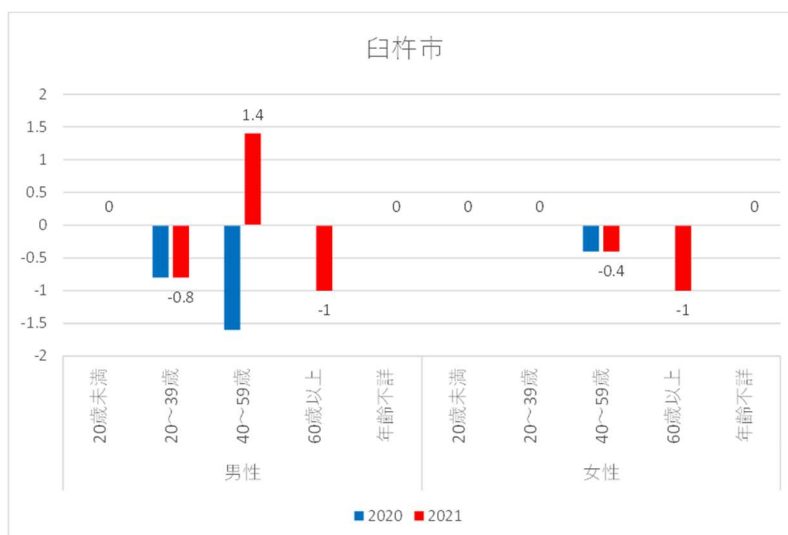
2020年及び2021年の男女別の自殺者数は感染症拡大前の5年間(2015年から2019年まで)の自殺者数の平均と比較すると男性、女性ともに自殺者数は少なくなっています。大分県においても同様の傾向にありますが、全国では女性の自殺者数が多くなっています。



出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

⑤-2 男女別・年齢階級別

2020年及び2021年の男女別・年齢階級別の自殺者数は感染症拡大前の5年間(2015年から2019年まで)の自殺者数の平均と比較すると2021年の40～59歳男性が多くなっています。



出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

2 自殺に関するまとめと課題

(1) 臼杵市の自殺に関するまとめ

- (ア) 令和2年の主要死因別割合では、自殺の割合が0.9%と、平成29年から減少傾向だが、平成27年からは大きな変化はない。(H27は0.8%→H29は1.4%→R2は0.9%)
- (イ) 自殺死亡率は、減少傾向であったが、平成29年と令和元年は国及び大分県よりも高く、その後また減少傾向となっている。
(H29 臼杵市:20.0、全国:16.5、大分県:16.9 R1 臼杵市:23.2、全国:16.0、大分県:15.9)
- (ウ) 平成21年～令和4年までの自殺死亡者の性別では、**男性(64.8%)**の割合が高い。
- (エ) 男女別・年代別では、「**50歳代の男性**」と「**80歳以上の男性**」の自殺死亡割合が最も高い。
- (オ) 自殺死亡率(10万対)では、「**80歳以上の男性**」の高齢者が最も高い。次いで、「**50歳代の男性**」と「**40歳代の男性**」の自殺死亡率が、全国に比べて高い。
- (カ) 職業別では、「**年金・雇用保険等生活者(33.3%)**」と「**被雇用・勤め人(30.5%)**」の自殺割合が高く、次いで「**その他の無職者(19.0%)**」の順となっている。
- (キ) 原因・動機別では、「**健康問題(36.2%)**」が最も高く、次いで「**不詳(24.2%)**」「**経済・生活問題(12.1%)**」「**家庭問題(10.1%)**」の順となっている。
- (ク) 自殺未遂歴では、「**未遂歴なし(71.4%)**」が最も高い。
- (ケ) 臼杵市の自殺死亡者の5年間の累計について、性別・年齢・職業・同居人の有無による自殺死亡者数や自殺死亡率を比較すると、「**男性40～59歳以上有職同居**」と「**女性60歳以上の無職同居**」の区分が最も高い。次いで、「**男性60歳以上無職同居**」「**男性60歳以上無職独居**」「**男性20～39歳無職同居**」が高いという特徴がある。
- (コ) 自殺死亡者は独居者よりも「**同居者**」が多い、また自殺率は年代によって「**有職者**」と「**無職者**」の割合に差があるが、**全体的に「無職者」の割合が高い**。
- (サ) 有職者の自殺死亡者は「**被雇用者・勤め人**」が多い。
- (シ) 新型コロナウイルス感染症拡大前の5年間(2015年から2019年まで)の自殺者数の平均と男女別で比較すると男女ともに少なくなっているが、**男女別・年齢階級別で比較すると男性40～59歳が高くなっている**。(＋1.4人)

(2) 臼杵市の自殺の課題

※括弧書きは対応する「自殺の現状」を示しています。

【課題 1】

全体として、特に高齢者、勤務・経営者、生活困窮者に対して重点的に対策を推進していく必要があります。(エ) (オ) (カ) (ケ) (サ)

【課題 2】

高齢者の自殺を防ぐため、高齢者支援を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、高齢者が孤立せず、生きがいをもって住み慣れた地域で生活できる地域づくりが必要です。(エ) (オ) (カ) (ケ)

【課題 3】

40～50 歳代の男性の自殺死亡率(10 万対) や 40～59 歳有職者の自殺死亡率(10 万対) が高いことから、勤務・経営上の悩みを抱えた人を適切な相談先・支援先につなげることができるよう、相談体制の強化や窓口情報の周知を図るとともに、労働環境の整備が求められます。(オ) (ケ)

【課題 4】

20 歳～39 歳の男性では、無職者の自殺死亡者数が多いことから、失業者等への就労支援やひきこもり対策などが必要です。(キ) (ケ) (コ)

【課題 5】

自殺者の職業では、「年金・雇用保険者」の割合が多いことから、無職者や生活困窮者への支援や普及啓発、就労支援などの取組が重要です。(カ) (キ)

【課題 6】

自殺者の多くに同居家族がいる状況ですが、自殺者の親族に対する相談窓口の徹底などの支援が必要です。(コ)

【課題 7】

自殺者の中には未遂歴がある人も少なくないことから、再度自殺を凶らないようにするための取組が必要です。(ク)

【課題 8】

地域で悩んでいる人に気づき、適切に相談窓口につなげる「ゲートキーパー」の養成が必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本認識
- 3 基本方針
- 4 施策の体系

1 基本理念

平成 18 年 10 月に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果をあげてきました。しかし、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回りました。我が国の年間自殺者数は依然として2万人を超えており、非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはありません。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることから、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体のリスクを低下させる方向で推進するものとします。国の「自殺総合対策大綱」においては「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざしています。

臼杵市においても、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、『誰も自殺に追い込まれることのない臼杵市』をめざします。

2 基本認識

自殺は、その人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。個人の自由な意志や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということを社会全体で認識するよう改めて徹底していくことが必要です。

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、人との関わり合いなど様々な変化が生じているため、情報収集を行いながら、国・大分県・臼杵市が協力しながら、PDCAサイクル(※)を通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく必要があります。

(※) 自殺対策における PDCA サイクルとは、自殺対策を円滑に進めるため、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、対策を継続的に改善する手法の一つ。

3 基本方針

国の自殺対策のめざすものは、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。その実現に向けた自殺対策の基本方針として、令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の6点が掲げられています。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開していくことが大切です。

この考え方は「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活苦などの「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうしたさまざまな分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策、孤独・孤立対策の連動性を高めて誰もが適切な支援を受けられるようにすることが重要です。

また、全国的にみると子どもの自殺者数が増加傾向を示しており、子どもの自殺対策を強力に推進していく必要があります。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」のそれぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「さまざまな分野の対人支援を強化すること」と「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、さらに「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方(三階層自殺対策連動モデル)です。

時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」のそれぞれの段階において施策を講じる必要があります。加えて、「自殺の事前対応のさらに前段階での取組」として、学校において児童生徒等を対象とした、「SOSの出し方に関する教育」と孤立を防ぐための居場所づくりを推進することも重要とされています。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割と明確化と連携・協働の推進

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化及び共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自

殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されています。

（６）自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分に配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組む必要があります。

4 施策の体系

臼杵市の自殺対策は、大きく3つの施策群で構成されています。

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された「重点施策」、さらに、その他の事業をまとめた「生きる支援の関連施策」です。

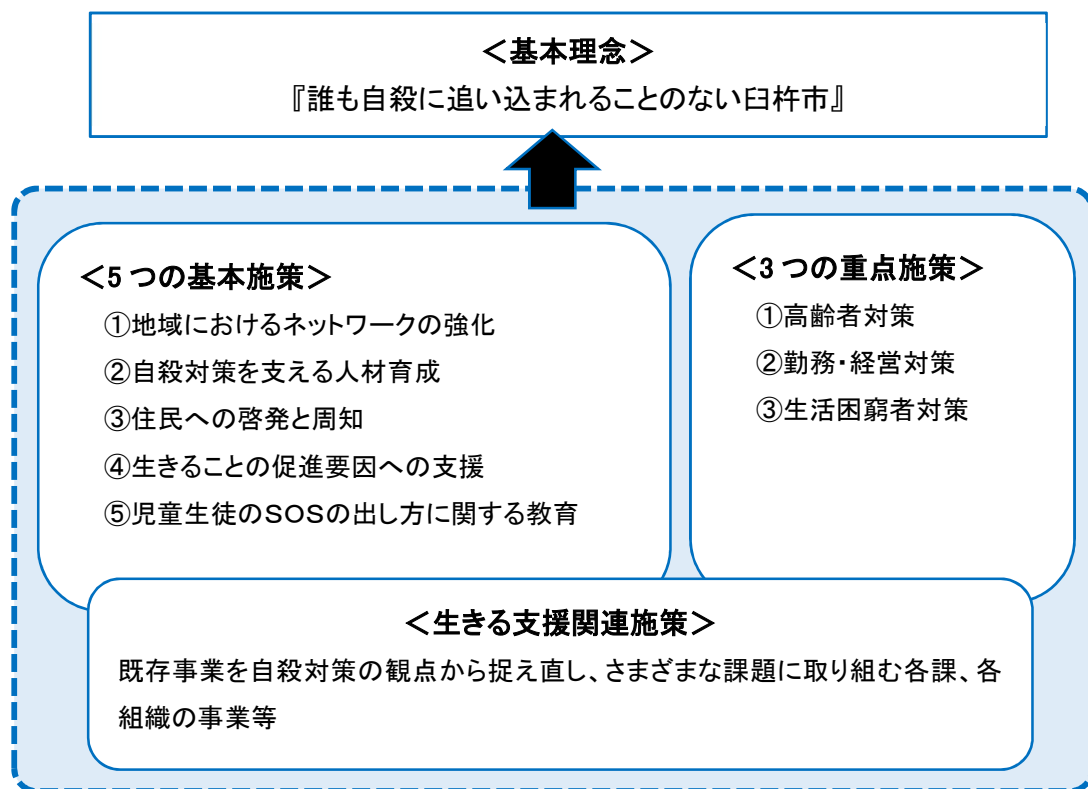
「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組です。

「重点施策」は、臼杵市における自殺のハイリスク層である高齢者と、自殺のリスク要因となっている勤務・経営対策及び生活困窮者対策に焦点を絞った取組です。

それぞれの対象に関わるさまざまな施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

「生きる支援の関連施策」は、臼杵市においてすでに行われているさまざまな事業を、自殺対策と連携して推進するために、取組の内容ごとに分類した施策群です。

このように施策の体系を定めることで、臼杵市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。



第5章 具体的な取組（基本施策）

- 1 地域におけるネットワークの強化**
- 2 自殺対策を支える人材育成**
- 3 住民への啓発と周知**
- 4 生きることの促進要因への支援**
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育**

1 地域におけるネットワークの強化

SDGs の目標

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう



自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などのさまざまな要因が関係しており、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。

自殺対策に係る相談支援機関等の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

(1) 地域における連携・ネットワークの強化

自殺対策においては、医療、保健、生活、教育、労働等に関する教育相談など、さまざまな関係機関のネットワークづくりが重要です。市民と行政、関係機関が「顔の見える関係」を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
臼杵市自殺対策連絡協議会	臼杵市自殺対策連絡協議会を開催し、「生きることの包括的な支援」を実施することを目的に、関係機関及び関係団体が相互に連携し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。	保険健康課
臼杵市自殺対策庁内連絡会議	市民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現をめざし、自殺対策を全庁横断的に取り組むため、臼杵市自殺対策庁内連絡会を開催します。	保険健康課
市民と連携した自殺対策の推進	自治会や地域振興協議会などの会議において、本市の自殺の現状と対策についての情報提供や、身近な人の変化を察知し専門機関につなぐことのできるゲートキーパーの役割について啓発し、住民同士で支え合いと見守りができる体制を推進します。	保険健康課 地域力創生課

(2) 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

さまざまな問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、対応力向上と連携体制の整備を行います。

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
教育に関する調査研究会や連絡会の開催等	いじめ対策・不登校支援や子どもの貧困・虐待などの対応として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、子ども子育て課(ちあぽんと家庭児童相談員)等と連携した組織的対応を行うため、学校においてチームカンファレンスを行います。専門家によるアセスメントやアウトリーチを実施します。	学校教育課
要保護児童対策地域連絡協議会の開催	児童虐待防止のため、児童相談所・警察・医療・保健・福祉・教育・地域などの関係機関で構成するネットワークであり、定期連絡会やケース検討を通じて情報共有を行っている。この協議会を通じて、自殺リスクの軽減のための連携強化を図ります。	子ども子育て課
地域包括支援センターの運営	高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携を推進します。	高齢者支援課 (地域包括支援センター)

【評価指標】 ～1. 地域におけるネットワークの強化～

評価項目	現状値	令和10年度(2028年度)までの目標値
臼杵市自殺対策連絡協議会の開催	2回/年	1回/年
臼杵市自殺対策庁内連絡会議の開催	2回/年	1回/年
臼杵市要保護児童対策地域連絡協議会 代表者会議の開催	1回/年	1回/年

2 自殺対策を支える人材育成

SDGsの目標

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう



自殺対策を進めるうえで、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要です。「気づき」のための人材育成を充実させるため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連領域の関係者だけでなく、市民に対しても研修等を開催することで、早期の「気づき」に対応できる人材の育成に努めます。

地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材の育成や関係機関の相談員の資質の向上を図ります。

(1) さまざまな職種を対象とする研修の実施

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
専門職向けゲートキーパー研修	保健、医療、介護、福祉、経済、労働など、さまざまな分野において相談・支援等を行う専門職従事者に対し、ゲートキーパー研修を開催します。	保険健康課 高齢者支援課 子ども子育て課 福祉課 市民課

(2) 一般市民や組織に対する研修による人材育成

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
民生委員・児童委員への研修	地域の相談・支援等を実施している民生委員・児童委員は、同じ住民という立場から気軽に相談できるという強みがあります。地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる地域の最初の窓口となり得るよう、民生委員・児童委員を対象にゲートキーパー研修を実施します。	福祉課 保険健康課
食生活改善推進員	健康な地域づくりを推進するためのサポーターである食生活改善推進員を対象にゲートキーパー研修を開催します。高齢者をはじめとした地域住民の状態について理解を深めてもらうことで、リスクの高い市民を行政につなぐなどの対応が取れるよう地域における見守り体制を強化します。	保険健康課

認知症サポーターや介護予防サポーター等への研修	認知症の人や家族を応援する認知症サポーター及び介護予防事業のボランティアである介護予防サポーターが、リスクの早期発見・対応など気づき役としての役割を担えるよう、高齢者のボランティア活動に従事する方にゲートキーパー研修の受講を勧めます。	高齢者支援課 保険健康課
-------------------------	---	-----------------

(3) 学校教育・社会教育に関わる人への研修

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
教職員向け研修	地域児童生徒支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーを活用し自殺問題について研修を行います。特に長期休業明けの子どもの自殺願望の対応と支援について組織的対応を行います。	学校教育課

(4) 関係者間の連携調整を担う人材の育成

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
救急救命士養成・研修及びメディカルコントロール体制の推進事業	救命士の養成研修において、自殺未遂者への対応方法等についての講義等を通じて、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図り、メディカルコントロール体制における関係機関との連携を推進します。	消防署

【評価指標】 ～2. 自殺対策を支える人材育成～

評価項目	現状値	令和10年度(2028年度)までの目標値
専門職向けゲートキーパー養成講座実施	1回/2年	1回/2年
一般市民や組織に対する研修実施	1回/2年	1回/3年
救急救命士の養成	1人/1年	1人/1年

3 住民への啓発と周知

SDGsの目標

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 17 パートナースHIPで目標を達成しよう



自殺を防ぐためには、サインを発している本人や、そのサインに気づいた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。相談機関等に関する情報をさまざまな接点を活かして市民に提供するとともに、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進し、市民の自殺対策に対する理解が深まるよう、さまざまな機会を通じて普及啓発に努めます。

3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間では、市報やケーブルテレビ等を活用し、地域全体へ問題の啓発や相談先情報の周知を図っていきます。

(1) リーフレット・啓発グッズの作成と周知

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
自殺対策普及啓発事業	3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間に重点をおき、庁舎に懸垂幕・横断幕、ポスター等を掲示します。各イベントや街頭啓発などで市民に対してメンタルヘルスの大切さや自殺予防について広報します。	保険健康課 大分県中部保健所
相談先情報を掲載したクリアファイル等の配布	納税や保険料の支払、介護や子育て、葬祭費等の各種手続き・相談のために窓口を訪れた際や、さまざまなイベントの開催時に、大分県が作成した生きる支援に関するさまざまな相談先を掲載したクリアファイルを配布することで、市民に対する情報周知を図ります。	大分県 保険健康課

(2) 市民向け講演会・イベント等の開催

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
部落差別解消推進・人権教育啓発事業	部落差別問題をはじめとする人権問題や差別解消の解決に向けた啓発、命の大切さをテーマとした講演等を行うことで、自殺対策へつなげます。また、問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とします。	部落差別解消推進・人権啓発課 社会教育課

(3) メディアを活用した啓発活動

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
広報紙の活用	3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間に合わせて、市報を活用して自殺対策関連の特集記事や相談会の開催情報等を掲載することにより、自殺対策の推進に向けた市の取組を周知します。	保険健康課 市民課 大分県中部保健所
インターネットやケーブルテレビを通じた情報発信	自殺対策に関する正しい情報や知識を市民の間で普及させるため、市のホームページやケーブルテレビを活用し、問題の啓発と情報の発信に努めます。	保険健康課 大分県中部保健所

【評価指標】 ～ 3. 住民への啓発と周知～

評価項目	現状値	令和10年度(2028年度)までの目標値
一般市民を対象とした部落差別問題をはじめとする人権研修を活用した啓発の実施	10回/年	10回/年
メディアを活用した普及啓発の実施	2回/年	2回/年

4 生きることの促進要因への支援

SDGsの目標

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう



自殺対策は、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことにより、自殺リスクを低下させる必要があります。

本市では、「各種相談支援」「居場所づくり」「未遂者や残された人への支援」など、さまざまな取組を進めます。

(1) 各種相談支援

自殺の原因となる健康問題、経済・生活問題、育児や介護等のさまざまな不安や悩みに適切に対応できるよう、相談体制の整備を図ります。

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
精神保健に関する事業 (相談・訪問等)	精神疾患の有無に関わらず、心の健康づくりとしての相談・訪問等を実施することで、早期発見及び支援につなげられるよう努めます。	福祉課 市民生活推進課
生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されています。自立相談支援事業を継続し、生活困窮者の支援・相談体制の強化に努めます。	福祉課 社会福祉協議会
総合相談事業	さまざまな相談事業を受け付け、必要に応じ専門機関へつなげます。(司法書士相談、心の専門相談)	社会福祉協議会
福祉委員の強化と推進 (地区福祉推進協議会)	個人や世帯の困り事で支援を必要とする地域住民の生活の変化に気づき、公的サービスに繋げる等の役目を果たす福祉委員を、小地域(概ね20世帯)毎に配置し、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ります。	社会福祉協議会

精神保健福祉相談	心の悩みや不安があるなど、心の健康に関する相談に応じて関係機関と連携を図り、適切な支援を行います。必要に応じ、精神科医師による相談を受けることができます。	大分県中部保健所
子ども・子育て総合支援センターの運営(総合相談及び情報提供)	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談にさまざまな専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前の家庭の問題を発見し対応することが可能となり、さらに自殺リスクの軽減につなげられるよう体制の整備を図ります。	子ども子育て課
育児相談(母子保健)	来所時や、家庭訪問、電話等による育児ストレス相談(産後うつや育児ストレスに対する保健師、看護師等専門職による必要な助言・指導)や産後ケア事業などの支援サービスの紹介することで保護者の負担や不安感の軽減を図ります。	子ども子育て課
教育相談アンケート	5月と9月に全校生徒対象の教育相談アンケートを行い、「最近死にたくなることがある」という項目に該当する生徒には面談を実施することで、生徒のSOSをキャッチし、必要な支援につなぐことができるよう努めます。	大分県立臼杵高等学校
高齢者への総合相談	問題の種類を問わず総合的に高齢者の相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口として、関係機関との連携を図ります。	高齢者支援課 (地域包括支援センター) 市民生活推進課
介護に関する相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談を実施し、高齢者自身や家族の負担軽減を図るよう努めます。	高齢者支援課 (地域包括支援センター) 市民生活推進課
相談体制と相談解決支援事業	市民からの相談(来庁・電話など)を解決するための支援を実施します。各種相談を総合的に受け付ける窓口は、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要な役割となります。	市民課
消費生活相談事業	消費生活相談の解決支援、市民の消費者力向上、消費者トラブルの未然防止のため、消費生活相談事業を実施します。消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握し対応していくことにより、包括的な問題解決に向けた支援を展開することができるよう努めます。	市民課

納税相談事業	市民の納税に関する相談を行い、生活実態や収支状況などを聞き取り、財産等の必要な調査のうえ、担税能力に応じて滞納処分を行います。生活面に深刻な問題を抱える場合は、福祉事務所や社会福祉協議会等関係機関へ引き継ぎ、さまざまな支援が受けられる体制の強化を図ります。	税務課
教育相談充実事業	全ての小中学校に教育相談コーディネーターを置き、児童生徒が悩み事を相談しやすい環境をつくり応じます。また、子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を教育委員会(きずな)で受け付けます。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行います。	教育委員会

(2) 居場所・生きがいつくり活動

地域にある居場所活動等について把握し、民間団体等とも連携しながら、居場所づくりや生きがいつくりの活動を支援します。

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
1人1スポーツの推進	スポーツ活動を推進することにより、孤独や引きこもりを防ぎ、生きがいつくりを推進します。	社会教育課
高齢者教育・高齢者人材育成事業	さまざまな内容の学習会を設け、60歳以上高齢者の生きがいつくりを支援します。	社会教育課
家庭教育・親育ち支援事業	家庭教育学級等で、育児の悩みや困りを保護者間で共有、情報交換を行っています。保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会となっており、子育てに係る相談の場として、支援をします。	社会教育課
臼杵市教育支援センター「きずな」	不登校の児童生徒に対し、元学校長や教員経験者、臨床心理士等が連携し、安心できる居場所をつくります。学校への復帰をめざして、一人ひとりの状況に応じた学習や社会体験を実施し、児童生徒が自主・自立の力を発揮できるよう支援します。	学校教育課

地域子育て支援拠点事業	子育てに伴う過度な負担が保護者にかかることを軽減するとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる機会を設けるため、乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場として、子育て支援拠点施設の充実を図ります。	子ども子育て課
-------------	---	---------

(3) 自殺未遂者・遺された人への支援

自殺対策においては、事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の事後対応も重要です。遺族等への支援として、相続や行政手続きに関する情報提供等の支援と同時に、自殺への偏見による遺族の孤立防止や心を支える活動も重要です。

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
自殺未遂者の再度の自殺企図を防止するための取組	自殺未遂者や自殺のおそれのある家出人等を警察署で保護した際には、保健所等に連絡し、対象者またはその家族等の相談に早期に対応します。自殺企図の要因に応じた相談先を紹介するなど、関係機関と連携し、適切な支援を行います。	臼杵津久見警察署 大分県中部保健所
こころの電話	家族を自死で亡くされた方々の悲しみや悩みに関する相談を行っています。 ■こころの電話:097-542-0878 (月～金 9時～12時、13時～16時) 必要に応じて、臨床心理士等による面接相談を受けることができます。 ■相談電話:097-541-6290 (予約制)	大分県こころとからだの相談支援センター

【評価指標】 ～4. 生きることの促進要因への支援～

評価項目	現状値	令和10年度(2028年度)までの目標値
地域子育て支援拠点施設数	4か所	4か所
精神保健福祉士の配置	1名	1名
消費生活相談に関する出前講座実施	8回/年	15回/年
地区福祉推進協議会設置数	12地区	18地区
家庭教育学級開催回数 (家庭教育・親育ち支援事業)	30回/年	40回/年

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

SDGsの目標

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう



児童生徒が命の大切さを実感できる教育を推進するとともに、「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ことを目標に、社会において直面する可能性のあるさまざまな困難やストレスへの対処方法を身につけるための教育、心の健康の保持に係る教育を推進します。

(1) SOSの出し方に関する教育の実施

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
いじめ防止対策事業	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つです。「いじめ見逃しゼロ」をめざし、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめの未然防止対策として、人権教育や道徳の充実を図ります。いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、「24時間子どもSOSダイヤル」や法務局の窓口等を児童生徒の自殺防止のための相談先の情報として周知します。	学校教育課
「いのちの授業」	若い頃からの自己肯定感を育成することや自分の命を大切にすることを育み、将来の自殺を予防することを目的として、小・中学生や高校生を対象に「いのちの授業」を実施します。SOSの出し方を学ぶことで将来の自殺に予防につながります。	保険健康課 部落差別解消推進・人権啓発課
消費力をつける「出前講座」実施事業	若年層の消費者トラブルを未然に防止するため、小・中学生に向けての消費生活相談員による出前講座を実施します。トラブルに巻き込まれたときの対応や対処方法、生活上のトラブルや被害に遭わないためのアドバイスや支援に関する相談先情報等を盛り込むことで、SOSの出し方を学び、自殺予防対策を推進します。	市民課 消費生活センター

(2) SOSの出し方に関する教育を推進するための連携強化

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	学校教育課
教育相談充実事業 [再掲]	学校以外の場で専門の相談員に相談できる窓口を提供し、問題発見・対応を行います。教育相談に訪れた保護者に「チームうすき(学校)」の組織的対応について説明し、いじめ・不登校・発達障がい・貧困等の対応について、相談相手がいることを伝え、必要な支援へつないでいきます。	学校教育課

【評価指標】 ～5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育～

評価項目	現状値	令和10年度(2028年度)までの目標値
「いのちの授業」の実施回数	1回/年	5回/3年間
小中学校での消費力をつける 出前講座実施学校数	小学校 3回/年 中学校 5回/年	小学校 5回/年 中学校 5回/年

第6章 具体的な取組（重点施策）

- 1 高齢者対策
- 2 勤務・経営対策
- 3 生活困窮者対策

1 高齢者対策

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、さまざまな背景や価値観に対応した支援・働きかけが必要です。

市では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくりや社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

(1) 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関するさまざまな関係機関や団体との連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
地域包括支援センターの運営 [再掲]	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、自殺対策も念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携を推進します。	高齢者支援課 (地域包括支援センター)
高齢者への総合相談 [再掲]	問題の種類を問わず総合的に高齢者の相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口として、関係機関との連携を図ります。	高齢者支援課 (地域包括支援センター) 市民生活推進課
市民と連携した自殺対策の推進 [再掲]	自治会や地域振興協議会等の会議において、臼杵市の自殺の現状と対策についての情報提供及び身近な人の変化を察知し専門機関につなぐことのできるゲートキーパーの役割についての啓発を行うことで、住民同士で支え合いと見守りができる体制を推進します。	保険健康課 地域力創生課

(2) 地域における要介護者に対する支援

介護に関わる職員だけでなく、かかりつけ医や他機関との連携により、介護者・家族を含めた包括的な支援を提供します。

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
家族支援プログラム	家族の介護で疲れている人、悩んでいる人、認知症について学びたい人を対象に適切なサービスについての情報提供や専門医による公開講座等を行います。	高齢者支援課
介護者のつどい	認知症の人を支える家族等の日ごろの悩みの解消、リフレッシュ及び情報交換の場を設け、支援者同士が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を作ることで、支援者相互の支え合いを推進します。	高齢者支援課
介護に関する相談 [再掲]	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談を実施し、高齢者自身や家族の負担軽減を図るよう努めます。	高齢者支援課 (地域包括支援センター) 市民生活推進課

(3) 高齢者の健康不安に対する支援

うつ病を含め、高齢者の自殺原因として最も多い健康問題について、関係機関が連携しながら相談体制を強化していきます。

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
食生活改善推進員 [再掲]	地域で健康づくりを進める組織であり、健康づくり活動を通じ、地域で気づき役としての役割を担い、関係機関へとつなげられるよう支援します。	保険健康課
地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士等のリハビリテーションに関する専門職が、通いの場、高齢者サロン、老人クラブ等を対象に介護予防について集団指導を行う際に、高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができます。	高齢者支援課
さわやか電話サービス	1人暮らし高齢者等への電話での定期的な安否確認サービスを行います。	社会福祉協議会

福祉委員の強化と推進 (地区福祉推進協議会) 〔再掲〕	個人や世帯の困り事で支援を必要とする地域住民の生活の変化に気づき、公的サービスに繋げる等の役目を果たす福祉委員を、小地域(概ね20世帯)毎に配置し、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ります。	社会福祉協議会
民生・児童委員	同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはあり、地域の最初の窓口として地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげます。	福祉課

(4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢世帯、高齢単独世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が重要とされています。

さまざまな関係機関と連携しながら、孤独や孤立の予防や高齢者の心身機能の変化に対応した体制の構築をめざします。

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
お達者長生きボランティア 高齢者生活支援ボランティア	高齢者自身が社会参加活動として、地域貢献・事業所等でのボランティア活動を実施し、役割をもちながら活動が出来るように支援します。また、高齢者の見守り・話し相手としてのボランティアを通じて地域住民による支え合いを推進します。	高齢者支援課
高齢者の生きがい、居場所づくり	老人クラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費の助成、高齢者サロン活動(高齢者の生きがいづくり、閉じこもり予防を目的とした地域の拠点)の推進を行うことで、地域の高齢者の生きがいづくりや居場所づくりを推進します。	高齢者支援課 社会福祉協議会
小地域サロン活動	閉じこもりがちな方を対象に、地域とのつながりを持ちたいと思うためのきっかけづくりとして、小さな範囲で交流できる場づくりを行います。	社会福祉協議会

【評価指標】 ～1. 高齢者対策～

評価項目	現状値	令和10年度(2028年度) までの目標値
家族支援プログラム	6回/年	6回/年
介護者のつどい	6回/年	6回/年
さわやか電話サービス対応件数	11件	15件
高齢者サロン数	86か所	90か所

2 勤務・経営対策

自殺の背景には、仕事の失敗、職場の人間関係、職場環境の変化、仕事疲れ等がある中で、働く者一人ひとりがより良い将来の展望を持ち得るようにする「働き方改革」が国を挙げて推進されています。

勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、単に職域、各事業所での対策だけではなく、行政や地域の役割が重要であるため、関係機関と協働して自殺リスクの低減に向けた取組を推進します。

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
職域への健康づくり支援	働き盛り世代の方へ健康づくりに取り組んでもらうため、事業所への健康づくり支援を行います。心の健康づくりの必要性を伝える機会を設け、職場におけるメンタルヘルス対策についての普及啓発に努めます。	保険健康課
中小企業資金融資	さまざまな融資制度を活用し、中小企業の支援を行います。助成金の補給融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に直面した事業者の経営改善を図ります。	産業観光課
市職員研修	職員のメンタルヘルス対策として、定期的に職員研修を実施し、自身のセルフケア能力の向上及び、職場においても他者の異変に気づける関係性の構築のための支援を行います。行政が率先して研修を実施することで、市内事業所への波及効果を図ります。	総務課
学校教職員ストレスチェック	児童生徒の支援者である教職員に対する支援の強化のため、労働安全衛生法に基づき、学校教職員等のストレスチェックを実施し、結果分析から職場環境の改善をめざしメンタル不調の未然防止を図ります。	学校教育課

ストレスチェック制度	使用する労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和 9 年までに 50%以上とします。(第 14 次労働災害防止計画)	佐伯労働基準監督署
事業場に対するメンタルヘルス対策促進	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を令和 9 年までに 80%以上とします。(第 14 次労働災害防止計画)	佐伯労働基準監督署
事業所に対する自殺対策の普及啓発	商工会議所の会員に対して、事業所を訪問する機会や会報配布の機会を活用してメンタルヘルスの大切さや自殺予防について啓発をします。	商工会議所 保険健康課 産業観光課

【評価指標】 ～2. 勤務・経営対策～

評価項目	現状値	令和 10 年度(2028 年度)までの目標値
事業所健康講話の実施回数	7 回/年	7 回/年
市職員メンタルヘルス研修の受講率	57.7%	100%
学校教職員ストレスチェック受検率	99.8%	100%

3 生活困窮者対策

生活困窮者は、その背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。

生活困窮の状態にある者や生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
生活困窮者自立相談支援事業 〔再掲〕	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多いといわれています。生活に困りごとや不安を抱えている方に対し、支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	社会福祉協議会 福祉課
福祉委員の強化と推進 (地区福祉推進協議会) 〔再掲〕	個人や世帯の困り事で支援を必要とする地域住民の生活の変化に気づき、公的サービスに繋げる等の役目を果たす福祉委員を、小地域(概ね20世帯)毎に配置し、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ります。	社会福祉協議会
生活保護相談	健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする「生活保護制度」についての相談や申請受付、受給者への支援及び指導を行います。	福祉課

【評価指標】 ～2. 生活困窮者対策～

評価項目	現状値	令和10年度(2028年度)までの目標値
生活困窮者支援ケース数	18件	30件

第7章 具体的な取組（生きる支援関連施策）

1 生きる支援関連施策

1 生きる支援関連施策

基本施策、重点施策以外にも、「無職者・失業者対策」「子ども・若者対策」「女性への対策」など、生きることの包括支援として自殺対策を推進します。

(無職者・失業者対策)

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
就労準備支援事業(生活困窮者自立支援制度)	一般就労に向けた準備が整っていない方を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。就労することに困難を抱えている人は生活の問題やその他複合的な問題も抱えている場合もあるため、必要に応じて関係機関と連携し当事者を支援します。 (社会福祉協議会・NPO法人に委託)	福祉課 社会福祉協議会
納税相談事業 [再掲]	市民の納税に関する相談を行い、生活実態や収支状況などを聞き取り、財産等の必要な調査のうえ、担税能力に応じて滞納処分を行います。生活面に深刻な問題を抱える場合は、福祉事務所や社会福祉協議会等関係機関へ引き継ぎ、さまざまな支援が受けられる体制のさらなる強化を図ります。	税務課
おおいた地域若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者を対象に、就労相談・内職の求人求職相談・就職面接会・就労支援セミナー等を実施し、若者の就労を支援します。心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えることで、若年者への生きることの包括的な支援をめざします。	産業観光課
総合相談事業 [再掲]	社会福祉協議会で生活相談や就職・進学支援等の様々な相談に対して支援を実施し、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ります。	福祉課 社会福祉協議会
専門家による巡回相談	予期せぬ失業や就職に関する悩みにより「心のケア」を必要とする求職者に対し、臨床心理士によるカウンセリングを実施します。 (第2・4木曜日 60分×2コマ)	佐伯公共職業安定所

ストレスチェック及びメール相談事業	求職活動中にはさまざまなストレスを感じることも多いため、ストレスチェックシートを活用して自身のストレス状態を確認し、抱えている悩みをメールで専門スタッフに相談することにつなげます。	佐伯公共職業安定所 (厚生労働省外部委託事業)
-------------------	--	----------------------------

(子ども・若者対策)

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
教育相談アンケート [再掲]	5月と9月に全校生徒対象の教育相談アンケートを行い、「最近死にたくなることがある」という項目に該当する生徒には面談を実施することで、生徒のSOSをキャッチし、必要な支援につなぐことができるよう努めます。	大分県立臼杵高等学校
いじめ防止対策事業 [再掲]	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つです。「いじめ見逃しゼロ」をめざし、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめの未然防止対策として、人権教育や道徳の充実を図ります。いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、「24時間子どもSOSダイヤル」や法務局の窓口等を児童生徒の自殺防止のための相談先の情報として周知します。	学校教育課
不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒を対象とした教育支援センター「きずな」を設置し、不登校児童生徒の集団再適応や自立を援助する学習・生活指導等を実施するとともに、不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を実施し、児童生徒が自らの生活を立て直し、自主・自立の力を発揮できるよう支援します。	学校教育課
協育ネットワーク推進事業	学校、家庭、地域が協働して子供たちを見守り育てる仕組み(協育ネットワーク)の構築を図るため、協育コーディネーターを小中一体ブロックごと、分野ごとに配置し、地域人材を発掘し活用しながら、地域全体で「臼杵の子どもを臼杵で育てる」という機運を高め、子どもの生きる力を育みます。	社会教育課

<p>子ども・子育て総合支援センターの運営(こども家庭センター児童虐待防止対策等の充実)</p>	<p>被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、関係機関と連携し、児童虐待対応、養育支援訪問を実施し、虐待の防止に努めます。また本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを児童生徒が行うことで日常生活が制限され過度の負担感による自殺リスク軽減のためヤングケアラーの早期発見に努め、適切な支援を行います。</p>	<p>子ども子育て課</p>
--	--	----------------

(女性への対策)

事業名	事業概要・自殺対策の視点	担当課
<p>女性に対する暴力など相談業務</p>	<p>DV や性暴力、犯罪被害などのセミナーや研修、啓発活動などを行うことで、暴力の未然防止や、被害者の支援機関などの周知を行い、女性に対する相談窓口の充実を図ります。</p>	<p>部落差別解消推進・人権啓発課</p>
<p>母子健康手帳交付等(母子保健)</p>	<p>妊娠届時に保健師等が妊婦全数面接を行うことで、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦の把握を行い、関係機関との連携により伴走型支援を行います。</p>	<p>子ども子育て課</p>
<p>こんには赤ちゃん訪問(母子保健)</p>	<p>産婦に対して、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつ等の予防も含めた支援が必要な家庭を把握した場合は、産後ケア事業などの適切な支援へつなげます。</p>	<p>子ども子育て課</p>
<p>育児相談(母子保健) 〔再掲〕</p>	<p>母親の負担や不安感の軽減を図るため、来所時や家庭訪問、電話等による育児ストレス相談(産後うつ・育児ストレスに対する保健師、看護師等専門職による必要な助言・指導)の実施や産後ケア事業などの支援サービスを積極的に紹介します。</p>	<p>子ども子育て課</p>
<p>乳幼児健診(母子保健)</p>	<p>産後の母親の心身の不調や育児の不安やストレス等を把握し、適切な助言や専門的な支援につなげます。</p>	<p>子ども子育て課</p>

【評価指標】 ～生きる支援関連施策～

評価項目	現状値	令和10年度(2028年度)までの目標値
総合相談件数	105件	180件
就労準備支援ケース数	2件	2件
いじめ解消率	小学校 54% 中学校 56%	小学校 85% 中学校 90%
教育相談アンケートの実施回数	2回/年	2回/年
こんにちは赤ちゃん訪問実施率	100%	100%

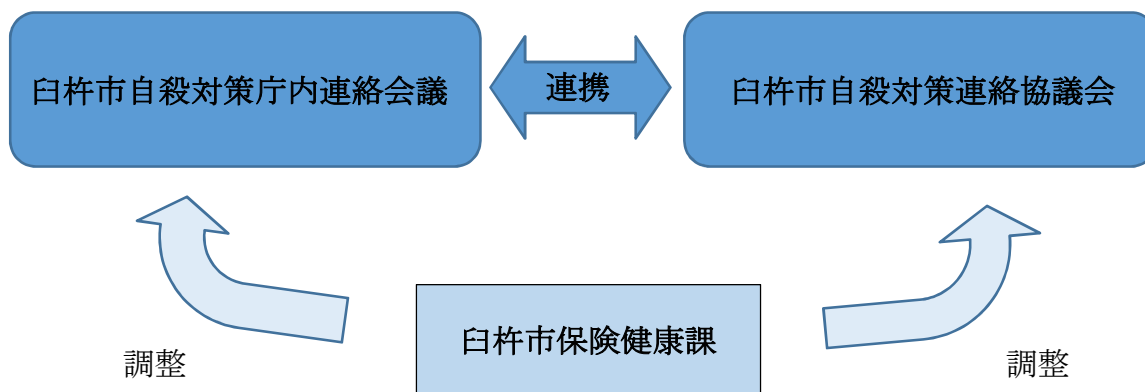
第8章 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策の推進体制等

(1) 自殺対策の推進体制

「誰も自殺に追い込まれることのない臼杵市」の実現をめざして、庁内に「臼杵市自殺対策庁内連絡会議」を設置することで関連施策の推進を図り、庁外に各分野の関係機関で構成される「臼杵市自殺対策連絡協議会」を設置することで、各関係者の連携のもと総合的かつ効果的に臼杵市の自殺対策を推進していきます。



(2) 計画の進行管理

進捗状況の管理については、毎年度「具体的な取組」の実施状況及び目標の達成状況等の把握を行い、それに基づく成果動向等を臼杵市自殺対策庁内連絡会議及び臼杵市自殺対策連絡協議会において審議及び評価を行います。

必要に応じ、目標達成に向けた課題の整理と取組内容の見直し及び改善を行います。

計画の最終年度である 2028 年度(令和 10)年には最終評価を行い、設定した数値目標の達成状況を把握し、次にめざしていくべき方向性を見出し、次期の計画策定に活かします。

資料編

- ・白杵市自殺対策庁内連絡会議設置規程
- ・白杵市自殺対策連絡協議会設置要綱
- ・白杵市自殺対策連絡協議会委員名簿

○白杵市自殺対策庁内連絡会議設置規程

平成30年6月29日

訓令第5号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、市民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現を目指し、自殺対策を全庁で横断的に取り組むため、白杵市自殺対策庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議、検討等を行う。

- (1) 自殺対策に関する業務の情報交換及び相互連携に関すること。
- (2) 自殺対策に関する計画及び施策の調整、検討及び推進に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 地域力創生課長
- (2) 部落差別解消推進・人権啓発課長
- (3) 保険健康課長
- (4) 高齢者支援課長
- (5) 福祉課長
- (6) 子ども子育て課長
- (7) 産業観光課長
- (8) 市民生活推進課長
- (9) 消防署長
- (10) 学校教育課長
- (11) 社会教育課長

2 連絡会議に、前項各号に掲げる者の属する部署の実務者による実務者会議を置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会議に会長及び副会長を置き、会長は保険健康課長をもって充て、副会長は福祉課長をもって充てる。

2 会長は、連絡会議の会務を総理し、連絡会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、連絡会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、保険健康課において処理する。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日訓令第2号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日訓令第2号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月28日訓令第11号)

この訓令は、公示の日から施行する。

2 臼杵市自殺対策連絡協議会設置要綱

平成30年6月29日

告示第57号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、関係機関及び関係団体が相互に連携し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、臼杵市自殺対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項を所掌する。

- (1) 自殺防止対策に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。
- (2) 自殺防止対策の普及啓発に関すること。
- (3) 医療、保健、福祉等の関係機関及び関係団体相互の連携に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる分野の関係機関・団体等に所属する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療・保健・福祉分野
- (2) 農業・商工・労働分野
- (3) ボランティア分野
- (4) 警察・消防分野
- (5) 教育・行政分野
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める分野

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理

する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員は、会議を欠席する場合には、あらかじめ会長の承諾を得て、代理の者を出席させることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(部会)

第8条 第2条の所掌事項を分掌させる必要があるときは、協議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保険健康課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

令和5年度臼杵市自殺対策連絡協議会委員 名簿

	所 属	職 名	氏 名
1	臼杵市自治会連合会	副会長	兒 玉 清
2	白川病院	院長	白 川 暁 彦
3	臼杵市社会福祉協議会	常務理事 兼 事務局長	◎稗 田 勝 一
4	臼杵市地域包括支援センター コスモス	社会福祉士	山 下 美 和
5	民生児童委員	佐志生・下ノ江地 区会長	江 川 日 出 男
6	中部保健所	所長	軸 丸 三 枝 子
7	佐伯労働基準監督署	安全衛生課長	阿 南 宏 幸
8	佐伯公共職業安定所	職業相談部門 統括職業指導官	小 野 政 吾
9	臼杵商工会議所	事務局長	○杉 山 和 樹
10	臼津警察署	生活安全課長	後 藤 憲 良
11	臼杵消防署	署長	庄 司 哲 宏
12	臼杵市立野津中学校	校長	亀 井 一 寿
13	大分県立臼杵高等学校	教諭	野 畑 由 実
14	臼杵市産業観光課	主任	板 井 絵 理
15	臼杵市教育総務課	課長代理	亀 井 寛 美
16	臼杵市福祉課	課長代理	阿 南 む つ み
17	臼杵市高齢者支援課	課長	安 藤 隆 文
18	臼杵市保険健康課	課長	川 辺 み さ ご
19	臼杵市	政策監	柴 田 監

◎ 会長 ○副会長

事 務 局	課長代理	吉田 律子
	主査	遠藤 可菜

第2期臼杵市自殺対策計画

令和6年3月
臼杵市 保険健康課

〒875-8501
臼杵市大字臼杵7番1
TEL 0972-63-1111